

広 報

昭和62年

1月 No.161

なかのしま

編集と発行/南蒲原郡中之島町役場企画課
(〒954-01 ☎0258-66-2270)

休日在宅当番医のお知らせ

月/日	内 科 医 (電話番号)	外 科 医 (電話番号)
1/5	小林 医院 (☎62-0562)	金井 医院 (☎62-0116)
2/1	堀 医 院 (☎66-2133)	寺 師 医 院 (☎62-0137)
8	田 崎 医 院 (☎62-1122)	石 川 医 院 (☎66-2140)
11	富 田 医 院 (☎66-2226)	佐々木 医院 (☎62-2357)
15	星野(弘) 医院 (☎62-0998)	金 井 医 院 (☎62-0116)
22	山 喜 医 院 (☎62-0646)	寺 師 医 院 (☎62-0137)
3/1	星野(幸) 医院 (☎66-2103)	石 川 医 院 (☎66-2140)

※診療時間は、内科・外科とも午前9時から午後5時までです。
※時間外でやむを得ない時は、当番医の変更の有無を役場(☎66-2002)へ確かめてから受診してください。

人 口 の 動 き

12月末日現在・(前月比)・[前年同月比]	
人 口	11,892人 (+5) [+150]
男	5,805人 (+4) [+59]
女	6,087人 (+1) [+91]
世帯数	2,440戸 (+4) [+36]



表紙説明

無火災を祈つて
初放水

時折り陽のさすおだやかな天候に恵まれた一月六日、町消防団(中村一衛団長・団員五六〇名)では恒例の出初式を、各分団(八分団)単位で開催——ここ中条分団でも、所有する積載車一台と小型動力ポンプ四台が猿橋川堤防(中之島北中グラウンド西側)に集合し、午前九時から二〇分間、かろやかなエンジン音とともに一斉に初放水を行ない、一年間の無火災を祈りました。

おもな内容

- ・年頭のご挨拶 ②~③
- ・12月定例町議会から ②~⑤
- ・今月は国際居住年 ④~⑤
- ・昭和61年度予算の執行状況 ⑥~⑦
- ・老人・乳児医療費改正のお知らせ⑧
- ・善意をありがとう ⑨
- ・休日在宅当番医のお知らせ ⑩

編集後記



▼明けましておめでとございます。三年ぶりに雪の無い年、一九八七年が明けました。しかし、天候はおだやかに明けても、社会・経済情勢は円高不況等で一段と厳しさを増す様相……。せめて今年のエトである「うさぎ」にあやかり、何事も良い方向に飛躍する年となるよう祈りたいものです。

◆ お詫び——昨年末配布の広報なかのしま「十・十一月合併号」と「十二月号」の次の箇所に誤りがありました。深くお詫びして、訂正いたします。
「十・十一月合併号」
○表紙……述べる横山町長↓樋山町長

- 消防車・救急車の要請は☎119
- 無憂苑斎場の申込みは与板郷消防署 ☎0258-72-2572

ご挨拶



中之島町長
榎山 稔 男

懸念していた雪もさしたることなく、久しぶりに雪のない正月を迎えることができました。皆様におかれましては、一家団らんうちに越年され、新しい年に夢を描きながら、希望の門出をなされたことと思ひ、心からお祝詞を申し上げます。

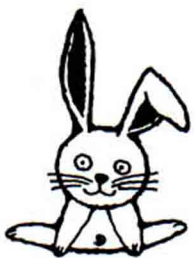
さて、今年は町制施行後初めて迎える正月、それだけに意義の深い年でありま。す。「一年の計は元日にあり」と申しますので、その意味からも、改めてわたしどもが町制施行に託した理想を確かめあうことが大切かと思ひます。しかし、ここでは紙面の都合からこれに詳しく触れることはできませんが、ひと言に言つて、それは『中之島町民憲章』にこめられた願ひであり、その中心をなす考え方は「ここに住む私たち一人ひとりが、真に郷土を愛する心で、自然の恵みに調和し、しかも先人の尊い遺産を生かして、秩序と潤いのある地域づくりに協力し合う」と言う

ものであります。

ところで、現在わたしたちも取りまく政治的・経済的社会的環境はまことに厳しいものがあります。ことに農業を基幹産業とするわが町におきましては、まさに正念場を迎えていると言つても過言でないと思ひます。そこで、お互いに知恵を出し合い懸命にこれらへの対応に全力を注ぎ、その方途を過つことのないよう務めなければならぬのであります。

このようなことから、昭和六十二年度は「第二次総合計画前期」の最終年度としての施策のうえに、新しい時代に相応しい計画の見直しを図っていききたいと考えています。

いつの時代、どんな場合にあつても、進歩のためには不安定さを乗り越える勇気と努力が求められます。幸い町内の各所にこれをおぼせる新しい息吹きが芽生えているように覚えます。こうした若い力と豊かな経験を出し合うならば、意義ある六十二年を果敢に豊かな年になし得ると確信し、念願して、年頭のご挨拶といたします。



中之島町議会議長
松井 弘

中之島町の皆様明けましておめでとうございます。輝かしい新春を迎え中之島町議会を代表し、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

私も議会議長としての重責を、町民の皆様のご支援と議員各位のご協力により、円満かつ公正な議会運営と町勢伸展のために努力させていただきます。今日を迎えることのできましたことを心から感謝申し上げます。同時に、新しい年を迎え、決意を新たに中之島町の発展のため、清新にして活力ある議会運営を図るべく全力を尽くす所存でございます。

さて、本町は昨年十月町制を施行するや、好立地条件を生かした飛躍の年として、各市町村から熱い視線が寄せられているなど、それらを取りまく環境は大きく変わろうとしています。地方財政を取りまく諸情勢は、本年も依然として大変厳しいものとなっております。

このような中、時代に対応すべく住民

の生活に直結する福祉の向上、産業の振興、教育文化の向上のための諸事業を軌道に乗せ、更に今年は税制の抜本的な見直しや、水田農業確立対策事業など多くの課題が山積しておりますが、これらの現状を踏まえ、最善の自治行政の確保と自らの行政運営の効率財政の健全化を図るため、議会は町民の代表として、その機能を十二分に発揮し、皆様のご期待に添うべく努力いたしたいと考えております。

そのため、国や県に対してその対策を強く働きかけるとともに、執行機関と協調し町政の許す限り最大の行政効果をあげるため、一致協力して努力することをお誓い申し上げます。

私は、昭和六十二年を飛躍の節目として、明るく豊かな中之島町を実現するため、誠心誠意取り組み覚悟であります。で、どうぞ本年もより一層町議会に対し、限りないご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様にとって良い年でありますよう祈念し、新年のご挨拶といたします。



十二月定例町議会

一般会計補正予算など

六議案を原案どおり可決

十二月定例町議会は、十二月二十二日に開催され、四日間の会期で二十五日に閉会しました。この定例会には、一般会計や国保特別会計の補正予算など、町長提出議案六議案が審議され、いずれも原案どおり可決されました。主な内容は、次のとおりです。

《条例関係》

□ 中之島町職員の給与に関する条例の一部改正について——人事院勧告の趣旨に沿って措置された給与関係法の一部改正に伴い、町職員の給与・手当等の条例も一部改正し、その大部分を昭和六十一年四月一日から適用するものです。

《補正予算》

□ 昭和六十一年度一般会計補正予算について——補正額は九百五十三万六千円を追加し、総額二十五億一千五百五十八万三千円となりました。主な補正内容は次のとおりです。

- ▽ 総務費 百万円の減額
- ・ 通信運搬費（郵便料）
- ▽ 衛生費 七十九万六千円の減額
- ・ 結核予防委託料

- ・ 一般健康診査委託料 二百二十四千円の減額

- ▽ 農林水産業費 二百五十四万五千円

- ・ 農地流動化奨励金
- ・ 集落開発センター等建設費補助金 百三万円

- ・ 県農地災害応急ポンプ賃借料 五十万六千円の減額

- ▽ 商工費 百万九千円の減額

- ・ 地方産業育成資金貸付金二百万円の減額
- ・ 地方産業育成資金償還金

- ▽ 教育費 六百四十五万円

- ・ スクールバス購入費
- ・ 中之島中央小学校増築工事請負費 四百四十八万円の減額

- ・ 学校給食用燃料費および修繕料八十万円

◎ 給与関係法の一部改正による職員給与等改正分 一千二百九十一万六千円
□ 昭和六十一年度国民健康保険特別会計補正予算について——補正額は三千九百二十六万一千円を追加し、総額六億三千九百六十三万三千円となりました。補正内容は、次のとおりです。

- ・ 一般被保険者療養費被保険者負担額百万円
- ・ 退職被保険者等診療報酬被保険者負担額 一千二百七十四万三千円
- ・ 退職被保険者等療養費被保険者負担額 二十一万八千円
- ・ 老人保健医療費拠出金三千九百九十七万円

今年 は 国際居住年



IYSH-1987
国際居住年

※「IYSH」は「International Year of Shelter for the Homeless」の頭文字をとったものです。

◆国際居住年とは

現在、世界には家のない人々が約一億人います。また、世界の人口の約四分の一は不十分な居住状況にあるといわれています。特に、多くの開発途上国は、都市部のスラムなどの深刻な居住問題を抱えています。人口の急増や大都市集中などによって、今後これらの問題がますます悪化していくことが心配されています。一方、日本をはじめとする先進諸国でも、居住水準の改善は例外なく大きな政策課題となっています。

国連は、西暦二〇〇〇年までの長期的な展望に立って、世界各国の居住問題の改善を促進するために、一九八二年の総会で、今年（一九八七年（昭和六十二年））を国際居住年と宣言しました。

◆日本の取り組みは

日本では、国際居住年の趣旨を踏まえ、次の二つの分野での活動を積極的に行っていくこととしています。

- ① 国際協力の推進……開発途上諸国の深刻な居住問題の改善を支援するため、さまざまな形で国際協力活動を推進していきます。
- ② 国内の居住水準の向上……欧米先進諸国と比べ、立ち遅れの見られる日本の居住水準の向上を長期的視野に立って進めていくため、各種の活動や施策の推進に努めます。

- ・老人保健事務費拠出金四万六千円の減額
- ・子備費 六百九十五万二千円の減額
- ◎給与関係法の一部改正による職員給与等改正分 三十二万八千円

（採択のみ）

- 消雪パイプ布設工事助成に関する請願
- 義務教育費国庫負担制度の現行制度の維持に関する請願

《その他》

- 町道の路線認定について——建設省が、国道八号線見附バイパスの新設改良に伴う機能補償道路として建設した、大字中之島藤山地区から五百刈集落に通ずる道路を、鶴島藤山線として町道に認定したものです。
- 財産取得について——予定価格が七百万円を超える動産の買入れについて、次のとおり議決されました。
 - 名 称／消防ポンプ自動車
 - 種類・数量／森田式BD-1型（車種二ツサンFG一六一型）一台
 - 契約の方法／随意契約
 - 価 格／七百八十万円
 - 契約の相手方／船山株式会社
取締役社長 瀧澤 昇
- 与板郷消防斎場事務組合議会議員の選挙について——選挙の結果、西沢登美治議員が当選されました。
- 農業委員会委員の推薦について——議会

推薦の農業委員に五十嵐亮一議員が推薦されました。

- 次の議員提案五件が、いずれも原案どおり可決されました。
 - ▽ 義務教育費国庫負担制度の現行制度の維持に関する意見書の提出について
 - ▽ くらしと福祉、地方自治を後退させる国庫負担金・補助金の削減・廃止に反対する意見書の提出について
 - ▽ 国民健康保険制度に対する都道府県負担の導入反対に関する意見書の提出について
 - ▽ 公共事業費の国庫補助負担率の引き下げ措置反対に関する意見書の提出について
 - ▽ 河川整備事業財源の確保に関する意見書の提出について

生活の水準などに比べれば十分なものとは言えず、その整備に対する国民のニーズには根強いものがあります。このような国民の期待にこたえるためにも、啓発活動等を通じて、広く国民の理解を得ながら施策の推進を図らねばなりません。

政府においては、国際居住年の趣旨に沿って、地方公共団体、民間団体等との密接な連携の下に記念事業の実施、各種施策の充実及び国際協力の推進に努めていくこととしておりますが、国際居住年を意義ある充実した年とするよう、国民各位の幅広い理解と協力をお願いします。

国際居住年決定の経緯と目的

▼世界には、家のない人々が約1億人も…



国際居住年は、スリ・ランカ首相の提唱を契機として、昭和五十七年に開催された第三十七回国連総会の決議によって正式に宣言されたものです。

国際居住年とは、原語を直訳すれば、「ホームレス家の無い人々」のための住居の「国際年」となります。この言葉が示すとおり、国際居住年は、開発途上国などの深刻な居住問題を背景として設定されたものであり、世界各国、特に開発途上諸国が、それぞれの国の貧しい人々や恵まれない人々の居住問題を、西暦二〇〇〇年までの長期的な展望に立って改善していくことがその主な目的とされています。

国際居住年を迎えて

国際居住年推進本部長
内閣総理大臣 中曽根 康弘

今年、国際連合が定めた「国際居住年」です。世界各国が、それぞれの抱える住居及び居住環境の問題の改善について、長期的展望に立ちつつ、施策の充実や国際協力の推進に一致して取り組む年です。

住居及び居住環境は国民生活の基礎をなすものであり、その整備を進めることは、世界のいずれの国にとっても重要な課題であります。

特に開発途上国においては、人口の急増や大都市集中を背景として、住居や居住環境の問題がますます深刻化していくことが懸念されているところです。先進国たる我が国の責務として、このような問題の解決に向かって、積極的な貢献を行うよう国際協力を進めていかなければなりません。また、我が国においても、住居及び居住の水準は、国民の消費

路上駐車は絶対やめましょう 長時間放置車輛追放強化週間

2月2日(月)～2月8日(水)

例年この降雪期になると、道路上に長時間放置されている車輛が多く、除雪作業や道路交通の障害となるケースが目立つことから、次により、「長時間放置車輛追放強化週間」が実施されます。

みんなが迷惑する路上駐車は、絶対にやめましょう。

【目的】
降雪期における路上駐車は、除雪作業を遅延させるとともに交通の障害となり、道路交通の円滑化を阻害している。

このため、地域住民に対し、長時間放置車輛の禁止を周知徹底し、道路交通の円滑化と交通安全の確保を推進し、交通事故防止を目的とする。

【期間】
二月二日(月)から二月八日(日)までの七日間

【重点】
一、夜間における長時間放置車輛の追放
二、街頭指導の徹底

三、広報活動の推進

なお、本町では冬期間における交通を確保するため、次の区間が十二月一日から三月三十一日までの四ヶ月間、駐車禁止区間に定められています。

- 県道中野三条線 / 中条バイパス 全線・真野代入口 / 満州屋商店前
- 県道見分分水線の満州屋商店前 / 西野入口
- 町道中之島大沼線(通称四間道路)

《町内交通事故発生状況》

区分	件数		死者		傷者	
	12月中	累計	12月中	累計	12月中	累計
61	5	40	0	1	6	46
60	4	40	0	1	4	47
比較増減	+1	±0	±0	±0	+2	-1

死亡事故^〇 連続 230日(〇現在)

中之島町告示第九十七号

昭和六十一年度予算の執行状況(九末日現在)

昭和六十一年度各会計の当初予算につきましては、「広報なかのしま」三月号でお知らせしましたが、その予算の執行状況を町民の皆さんに知っていただくため、年二回(九末日現在と三末日現在)公表します。今回は、昭和六十一年度予算の九末日現在において、どのように執行されているかを公表します。

一般会計

区分	歳入		歳出	
	予算額	支出済額	予算残額	支出割合
1. 議会費	64,224	29,861	34,363	46.5
2. 総務費	331,618	163,115	168,503	49.2
3. 民生費	303,357	151,448	151,909	49.9
4. 衛生費	135,829	73,531	62,298	54.1
5. 農林水産費	259,180	78,278	180,902	30.2
6. 商工費	90,081	70,155	19,926	77.9
7. 土木費	522,049	182,666	339,383	35.0
8. 消防費	109,146	61,360	47,786	56.2
9. 教育費	497,070	275,314	221,756	55.4
10. 公債費	188,226	93,019	95,207	49.4
11. 子備費	800	0	800	-
歳出合計	2,501,580	1,178,747	1,322,833	47.1

二十三億九千七百五十万六千円の当初予算は、その後、町制施行関連費用、

道路新設改良費、道路維持修繕工事費、農業兼用集落排水路整備事業費、公債費などを中心として、一億四百七十七万円の追加補正を行い、九末日における予算総額は二十五億五千八百五十八万円となりました。

その収入・支出状況は、

〔収入〕

十四億九千六百五十六万七千円

〔支出〕

十一億七千八百七十四万七千円

で、差し引き、三億一千七百八十二万円の現在高となっております。資金繰りも順調に行われ、健全財政を維持する見込みです。

国保特別会計

当初予算五億八千八百五十二万

所得税の確定申告は 正しくお早めに

所得税の確定申告は、二月十六日から始まり、三月十六日(月)(例年は三月十五日ですが、本年は三月十五日が日曜日にあたるため)が申告と納税の期限となっております。期限間近になりますと税務署は大変混雑し、落ち着いて相談できなかつたり、長時間お待ちいただくようなことになりかねませんので、確定申告はできるだけ早めに済ませてください。

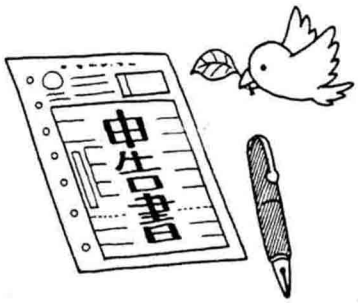
申告書を書くときには、「所得税の確定申告の手引き」や「申告書の書きかた」を参考にしてください。「申告書の書きかた」に示されている番号順に記入していくと、所得や税額の計算が簡単にできるようになっています。

所得や税額の計算の仕方、申告書の書き方などで分からない点がありましたら、お気軽に税務相談室や税務署、役場税務課でおたずねください。

所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っている納税者が、自ら税法に従って自分の所得と税額を正しく計算して申告し、納税するという申告納税制度を採用しています。

確定申告をしなければならぬ場合、申告しなかつたり、誤った申告をしたりしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、無申告加算税又は過少申告加算税が課され、延滞税も納めなければならないこととなりますので注意してください。

申告書を自分で書くときは



老人保健特別会計

四億五千八百四十万七千円の当初予算により運営を行ってきましたが、九

歳出 (単位:千円・%)

区分	予算額	支出済額	予算残額	支出割合
1. 総務費	20,707	8,849	11,858	42.7
2. 保険給付費	405,424	141,773	263,651	35.0
3. 老人保険拠出金	144,811	76,958	67,853	53.1
4. 共同事業拠出金	4,856	1,213	3,643	25.0
5. 保健施設費	2,480	2,089	391	84.2
6. 基金積立金	91	0	91	-
7. 公債費	863	0	863	-
8. 諸支出金	403	246	157	61.0
9. 子備費	12,067	0	12,067	-
歳出合計	591,702	231,128	360,574	39.1



歳出 (単位:千円・%)

区分	予算額	支出済額	予算残額	支出割合
1. 総務費	700	319	381	45.6
2. 医療諸費	457,654	177,693	279,961	38.8
3. 諸支出金	14,318	11,423	2,895	79.8
4. 子備費	50	0	50	-
歳出合計	472,722	189,435	283,287	40.1

の追加補正を行い、予算総額は四億七千二百七十二万二千円となりました。その収入・支出状況は

〔収入〕

二億七百三十八万九千円

〔支出〕

一億八千九百四十三万五千円

で、差し引き一千七百九十五万四千円の現在高となっております。

健康相談日

●毎月第3土曜日 午前8時30分～正午
●役場保健室

善意をありがとう

■昭和61年度の赤い羽根共同募金に寄せられた皆様の善意は、総額 208万6,035円となりました。ご協力に深く感謝します。

〈一般募金〉	1,470,035円
・戸別募金	1,046,900円
・法人募金	157,500円
内	
・個人大口募金	2,000円
・職域募金	9,791円
訳	
・学校募金	86,336円
・パッチ募金	97,500円
・老人クラブ募金	70,008円

〈歳末たすけあい募金〉 616,000円
なお、一般募金147万355円のうち、44万4,000円は県社会福祉協議会へ、残りの102万6,035円は町社会福祉協議会への社会福祉事業に配分されました。また、歳末たすけあい募金は、施設入所者、在宅重度心身障害者、生活保護世帯等（161名）の方々へ、慰問金として贈られました。

■町社会福祉協議会に、次の方々から寄付金が寄せられました。大変ありがとうございました。

・中之島北中学校生徒会（バザー売上収益金）	50,490円
・山崎 又男（しめ飾り売上金・中条中）	25,250円
・山田 笑（中条宮村）	4,063円
・大久保明良（横野）	9,694円
・栗林久美子（鶴ヶ曾根）	5,879円
・中之島婦人会	24,604円
＊ ＊	

皆様方の温かい善意に、紙上より厚くお礼申し上げます。

▼バザー売上収益金を樋山町長に手渡す中之島北中学校生徒会の代表者（12月23日・町長室で）



エネルギー資源は

わたしたちの「共有財産」

二月は省エネルギー月間です

わたしたちの衣・食・住。この「生活の三要素」を支えているのが石油、石炭、LNG（液化天然ガス）、原子力といったエネルギー資源です。

しかし、これら資源の八割以上が輸入品——つまり、日本で使用するエネルギー源のほとんどは、諸外国に頼っているのです。しかも、それらの資源は、「永遠の恵み」ではありません。

これら有限のエネルギー資源は、いわば「国民の共有する財産」です。一人ひとりが上手に効率よく使うことを心がけましょう。スローガンは、**「あなたかな手と手でつくる私の省エネ」**

ご利用ください 国の進学ローン

国民金融公庫では、この春高校・大学などへ進学される本人およびお子さんをお持ちの方へ、入学金等進学に必要な資金として「国の進学ローン」をお貸ししていますので、どうぞご利用ください。

- 融資金額 一人当たり五十万円以内
- 貸付利率 年六・四％（昭和六十一年十一月一日現在）

- 返済期間 進学先の修業年限以内で最長四年（短期大学など修業年限二年の学校へ進学する方の家庭、または交通遺児家庭および母子家庭の方は、一年間延長することがあります。ただし、最長五年）
- 保証人 一人以上（奨進学資金融資保証基金を利用できます。これは、保証人の代わりにしてくれる機関です）
- 申込期限 昭和六十二年四月三十日まで
- 申込窓口 国民金融公庫のほか、最寄りの金融機関で申し込みを受け付けてくれます。

大竹邸記念館開館日 ●第1・第3金曜日、第2日曜日 ●午前10時～午後3時

老人乳児 医療費改正のお知らせ

昭和62年1月1日から、お年寄りと乳児医療の一部負担金が、次のとおり改正されました。

- ・外 来……………月の最初の受診日に800円
 - ・入 院……………1日につき400円
- ただし、住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者の方で町長の認定を受けたお年寄りは、入院時の一部負担金が軽減されます。

＊ ＊
詳しいことについては、保健衛生課におたずねください。

- 受診の際は、保険証と医療受給者証を窓口へ提示してください。
- 保険証が変わったときには、すみやかに役場へ届け出てください。



年金受給者が死亡したときはすみやかに届けましょう

老齢年金や障害年金などの年金を受けている人が亡くなったときは、遺族の人が「国民年金受給権者死亡届」に年金証書を添えて、すみやかに届けてください。

年金は、死亡した日の属する月まで支払われますので、年金を受けている人が死亡した場合で、その死亡した人に支払われるはずであった年金がまだ支払われずに残っていると、遺族の人が未支給金として受け取る事ができますので、請求をしてくださいます。

この死亡届を出さないで、遺族の方が年金を受け取っていきすと、後からその金額を返納することになります。

請求手続きなど詳しいことについては、役場の国民年金係へおたずねください。

＝見附警察署から＝

落ち着いて じょうずに使おう110番

- 〈こんなときは……110番〉
- 犯罪や事故を知ったとき
 - 犯人や不審者を発見したとき
 - 押し売りや悪質な訪問販売が来たとき
 - 少年の不良行為や非行を発見したとき
 - 酔っぱらい、迷い子、家出人などを発見したとき
- ＊ ＊
- 事件の解決は、被害者や目撃者からの早い通報（110番）が、最大の決め手になります。
- 『110番』は、どこからかけても警察本部に入り、直ちにパトカーが出勤できるようになっています。
- 犯罪や事故の発生中だったり、発生後間がないときは、必ず『110番』で通報してください。

住宅資金申込受付中

- 住宅金融公庫では、個人住宅建設資金および建売住宅購入資金の申し込み受け付けを、次の要領で行っています。
- 受付期間／一月九日（金）～三月五日（木）
 - 選定方法／選考（無抽選）
 - 申込資格
 - ・自分が住むための住宅を新築する方
 - ・土地の準備ができていて、または、自分が住むため新築住宅を購入する方。
 - ・一定基準以上の月収のある方。
 - 融資面積／住宅部分の床面積が二〇〇平方メートル以下の住宅
 - 返済期間／木造の場合二十五年以内
 - 返済方法／原則として元利均等毎月払い。または、元利均等毎月払いとボーナス払いの併用。なお、ステップ償還の返済方法もあります。
 - 融資額及び利率、申し込み手続き等詳しい内容については、「住宅金融公庫業務取扱店」と表示された、お近くの金融機関でおたずねください。

民俗資料館開館日 ●毎月5日・15日・25日 ●午前9時～午後4時